

#	質問	回答
1	いしかわ旅行割キャンペーンは、いつまでの予約が補助の対象となりますか。	令和5年6月30日(金)まで<宿泊商品は令和5年7月1日(土)チェックアウト分まで>の予約が対象です。 ただし、令和5年4月29日(土)～令和5年5月7日(日)<5月8日(月)チェックアウト分>までは対象外となります。 予算の限度額に達した場合等、前倒しで予約受付を終了する場合があります。 ※観光クーポンは令和5年7月1日(土)まで利用可能です。
2	令和5年4月1日(土)以降の予約に関して、予約開始日前の既存予約は補助対象になりますか。	対象外となります。 令和5年4月1日(土)以降の予約に関しましては、『予約開始日:令和5年3月16日(木)』以降の予約が補助対象となります。
3	補助金の対象となる宿泊施設はどこですか。	当ホームページ「宿泊施設を探す」よりご確認ください。
4	利用回数に制限はありますか。	利用回数に制限はありません。ただし、1回の旅行において7泊分までが補助の対象となります。
5	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	対象となります。 ※旅行代金の異なる子供や幼児を人数に加えることにより、最低旅行代金を下回る場合には、申請として除くことも可能です。 (例) 合計旅行代金:15,000円/2泊3日の宿泊を伴う旅行 ※平日2泊 <大人2名、無料の乳幼児をカウントしない場合> (平日数 × 3,000円 + 休日数 × 2,000円) × 参加人数 (2日 × 3,000円 + 0日 × 2,000円) × 2名 = 最低旅行代金 12,000円 ⇒合計旅行代金が最低旅行代金以上のため補助の対象となります。 <大人2名 + 無料の乳幼児をカウントする場合> (平日数 × 3,000円 + 休日数 × 2,000円) × 参加人数 (2日 × 3,000円 + 0日 × 2,000円) × 3名 = 最低旅行代金 18,000円 ⇒合計旅行代金が最低旅行代金未満のため補助の対象外となります。
6	外国人はいしかわ旅行割キャンペーンの対象となりますか。	日本国内居住者であれば、外国人の方も対象となります。 日本国内に居住実態のない、観光・ビジネス目的などの短期滞在の場合は、対象外です。 技能実習生等、日本への居住が明らかである場合は、対象となります。
7	日本へ一時帰国中の日本国外在住の日本人は対象ですか。	対象外です。 居住地が日本国外で、一時的に日本に帰国する(している場合)、日本国内に居住の実態があるとは言えないため、対象外となります。
8	本人確認書類として有効な書類には、具体的に何がありますか。	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、学生証、在留カード、障がい者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書等、 『氏名』および『住所(居住地)』を確認できる公的書類の原本を本人確認書類とします。 ※ただし学生証は、現住所(居住地)が確認できるものとします。
9	12歳未満の場合の本人確認書類として有効な書類には具体的に何がありますか。	行政、公的機関から発行されている証明書(健康保険証・マイナンバーカード・母子手帳等)で、 『氏名』と『住所(居住地)』を確認できる書類の原本を本人確認書類とします。
10	日本在住の外国人において、上記の本人確認書面をもっていない場合、有効な本人確認書類は、何がありますか。	在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等、国または地方公共団体等公的機関が発行した書類の原本を本人確認書類とします。
11	日本国外でワクチン接種を受けました。そのワクチン接種証明は、ワクチン検査パッケージとして、有効ですか。	令和5年5月8日以降、ワクチン接種証明書の提示は不要となりました。 <div style="text-align: right;">5月8日以降適用</div>
12	いしかわ旅行割キャンペーン制度を利用したい場合、どこに申込をしたらいいですか。	当ホームページ「宿泊施設を探す」「旅行会社を探す」に掲載の各事業者よりお申込みできます。 ※各事業者によりお申込み方法が異なりますので、ご注意ください。
13	補助金の対象となる旅行商品にはどのような商品がありますか。	参画旅行会社または参画宿泊施設が販売する事業の要件を満たした『交通付宿泊商品』『宿泊商品』『日帰り旅行商品』が補助の対象となります。
14	補助金を利用するための条件を教えてください。	日本国内に居住する旅行者で、『本人確認書類(原本)』の提示が必要です。 有効な本人確認書類は、上記#8の内容をご確認ください。 <div style="text-align: right;">5月8日以降適用</div>
15	旅行当日、本人確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	旅行当日に本人確認書類原本を提示いただけない場合は、補助の対象外となります。 ※後日提示、コピーや画像での提示も補助の対象外となります。ご注意ください。

#	質問	回答														
16	複数人で申し込みをし、旅行当日、そのうちの1人が提示書類『本人確認書類(原本)』を忘れてしまいました。その場合、全員が補助金の対象外となりますか。	<p>提示書類『本人確認書類(原本)』を持参しなかった旅行者のみ補助の対象外となります。</p> <p>(例) 3人のうち、1人が持参しなかった場合 旅行者A(持参あり) → 対象 旅行者B(持参あり) → 対象 旅行者C(持参なし) → 対象外</p> <p>※予約先によって提示が必要なタイミングが異なります。詳しくは下図をご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本人確認書類提示について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">販売窓口</th> <th>宿泊施設直接予約</th> <th>OTA</th> <th>旅行代理店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本人確認書類 (原本)</td> <td>予約時</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid red;">必要</td> </tr> <tr> <td>チェックイン時</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid red;">必要</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid red;">必要</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid red;">必要</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">5月8日以降適用</p>	販売窓口		宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店	本人確認書類 (原本)	予約時	-	-	必要	チェックイン時	必要	必要	必要
販売窓口		宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店												
本人確認書類 (原本)	予約時	-	-	必要												
	チェックイン時	必要	必要	必要												
17	一棟貸しの旅行プランの場合、販売補助金はどのように計算されますか。	<p>①旅行代金総額(=一棟の合計宿泊代金)に20%を乗じます。 ②宿泊旅行の上限額3,000円に、宿泊する合計人数と泊数を乗じます。 ※①②を比較し、安い方を販売補助額とします。 ※ただし最低旅行代金を下回る場合は補助の対象外となります。 (平日3,000円、休日2,000円<1人1泊/日あたり>)</p>														
18	補助対象外の旅行者がいる場合、補助金はどのように算出されますか。	<p>補助対象外となる旅行者1人当たりの金額を差し引いて算出します。 補助対象外の旅行者の旅行代金が算出できない場合は、合計旅行代金を合計人数で按分し、一人当たりの旅行代金を算出します。合計旅行代金から対象外の旅行者分の旅行代金を差し引き、補助額を算出する合計旅行代金とします。</p>														
19	石川県内の市町が実施する割引事業との併用はできますか。	<p>市町が実施する割引事業側が併用可能な場合に限り、本事業と併用できます。その場合、市町が実施している割引を先に適用し、残りの旅行代金に対して本事業の補助金を適用します。</p>														
20	入湯税、宿泊税、旅行取扱料金、サービス料は補助金の対象となりますか。	<p>旅行代金の一部として精算される場合は補助金の対象となります。(これらの料金を別で支払う場合は対象外となります)</p>														
21	利用人数の制限はありますか。	<p>利用人数の制限はありません。</p>														
22	当日の旅行申込みは、補助金の対象となりますか。	<p>対象となります。ただし旅行会社や宿泊施設によっては、当日受け付けを不可としている場合があります。詳しくは、予約先の旅行会社、宿泊施設へご確認ください。</p>														
23	複数人で宿泊したい場合、『本人確認書類(原本)』の提示は代表者1名のみでよいですか。	<p>同行者全員の『本人確認書類(原本)』の提示が必要です。 ※予約先によって提示が必要なタイミングが異なります。詳しくは下図をご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本人確認書類提示について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">販売窓口</th> <th>宿泊施設直接予約</th> <th>OTA</th> <th>旅行代理店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本人確認書類 (原本)</td> <td>予約時</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid red;">必要</td> </tr> <tr> <td>チェックイン時</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid red;">必要</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid red;">必要</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid red;">必要</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">5月8日以降適用</p>	販売窓口		宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店	本人確認書類 (原本)	予約時	-	-	必要	チェックイン時	必要	必要	必要
販売窓口		宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店												
本人確認書類 (原本)	予約時	-	-	必要												
	チェックイン時	必要	必要	必要												
24	大人と子供の旅行代金が異なる場合、販売補助金はどのように計算すればいいですか。	<p>①旅行代金総額(=大人と子供の合計宿泊代金)に20%を乗じます。 ②宿泊旅行の上限額3,000円に、宿泊する合計人数と泊数を乗じます。 ※①②を比較し、安い方を販売補助額とします。 ※ただし最低旅行代金を下回る場合は補助の対象外となります。 (平日3,000円、休日2,000円<1人1泊/日あたり>)</p>														
25	感染状況等により全国旅行支援を停止した都道府県がある場合、その県の在住者が、他県へ行く旅行も対象外となるのでしょうか。	<p>対象外とはなりません。 各都道府県の判断で全国旅行支援キャンペーンを停止する場合、その都道府県の在住者は、キャンペーン実施中の都道府県への旅行は補助対象となります。 あくまでもキャンペーンが停止となった都道府県を目的地とする旅行が対象外となります。</p> <p>A県にてキャンペーンが停止される場合 ○ A県 → B県 への旅行 × B県 → A県 への旅行</p> <p>※ただし、国の判断でキャンペーンを停止する場合においては、双方への旅行において補助金は適用されません。</p>														
26	出張などのビジネス利用は、補助の対象になりますか。	<p>対象となります。 ただし、公費出張(公費による公務員の出張、修学旅行等を引率する場合を含む)は対象外となります。</p>														

▶旅行者向け ～販売補助金～

令和5年5月1日(月)

#	質問	回答
27	コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象となりますか。	接待等を伴うコンパニオンサービスを含む商品は対象外です。 ただし、コンパニオン代を除いた宿泊代金は、補助の対象とすることは可能です。
28	複数の県をまたぐ旅行の場合、観光クーポンは宿泊する都道府県内それぞれでしか使用できないのでしょうか。	観光クーポンは各都道府県により発行され、当該都道府県内でのみ利用可能です。